

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第149号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年7月23日 08時00分ごろ	
発生場所	福岡県柳川市 沖之端灯標から真方位176°1,180m付近 (概位 北緯33°7.55′ 東経130°21.73′)	
事故等調査の経過	平成21年12月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第三十八かいこう丸、19トン 270-41323長崎、株式会社海興建設 B 作業船 第八かいこう、長さ55m なし、株式会社海興建設	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷推進器軸に曲損、両舷推進器翼に曲損 B なし	
事故等の概要	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、船首約1.8m、船尾約2.7mの喫水で、捨石約600m ³ を積載して船首尾とも約2.1mの等喫水となった、2人乗船のB船を押してA船押船列を構成し、柳川海岸の捨石投入海域へ向けて北北東進中、平成21年7月23日08時00分ごろ、A船の船尾が浅所に接触した。 A船押船列は、事故後、船体に少し振動があったため、機関回転を落として作業を行い、後日上架して調査したところ、上記の損傷が発見された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2 海象：潮汐 上げ潮末期、波浪 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船押船列は、航行予定海域の水路状況の把握を行っていなかったため、沖之端灯標南方沖においてA船が浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、沖之端灯標南方沖を航行中、航行予定海域の水路状況の把握を行っていなかったため、A船が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	